

政令第 号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第二項並びに第三項第九号及び第十号並びに第十三条第三項並びに公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第一条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（簡易建築物等の要件）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二条第二項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該建築物の壁、柱、屋根、建築設備その他の部分の損傷、腐食その他の劣化により、当該建築物

をその本来の用途に供することができない状態となったと認められること。

二 当該建築物の建築時からの経過年数が建築物の構造及び用途の区分に応じて国土交通大臣が定める耐用年数を超えていること。

第十一条中「第四十四条」を「第五十六条」に改め、同条を第十四条とする。

第十条中「第四十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、第七条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（長期にわたる土地の使用を要する事業）

第十条 法第十三条第三項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため特定所有者不明土地を使用するものを除く。）とする。

一 法第二条第三項第一号に掲げる事業（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路の整備に關するものを除く。）又は同項第六号に掲げる事業であつて、当該事業により整備される施設と同種の施設がその周辺の地域において不足している区域内において行われるもの

二 法第二条第三項第八号から第十号までに掲げる事業

第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条中「第二条第三項第九号」を「第二条第三項第十号」に改め、同条を第六条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

(災害対策の実施の用に供する施設)

第四条 法第二条第三項第九号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 備蓄倉庫
- 二 非常用電気等供給施設
- 三 貯水槽

(再生可能エネルギー発電設備の要件)

第五条 法第二条第三項第十号の政令で定める要件は、当該再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。)を災害時において地域住民その他の者に供給することとする。

(地方住宅供給公社法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「第三十九条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

- 一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十七号
- 二 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第二十号
- 三 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四十六号
- 四 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第二十六号
- 五 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四十条第一項第二十四号
- 六 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三十四号
- 七 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第二十七号
- 八 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十  
一号）第十六条第一項第二十五号
- 九 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）第十四条第一項第九

号

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第三条 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十四号中「、第十一条第一項第一号」を「並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第二十三号中「第三十九条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十七号中「、第十一条第一項第一号」を「並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第二十五号中「第三十九条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第五条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第十六号中「、第十一条第一項第一号」を「並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第二十四号中「第三十九条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第六条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第四百六十一号を第四百六十三号とし、第四百五十四号から第四百六十号までを二号ずつ繰り下げ、第四百五十三号の二を第四百五十五号とし、第四百五十一号から第四百五十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四百五十号の次に次の一号を加える。

四百五十一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百六条第二項中「第三十一条第一項第六号」を「第三十一条第一項第七号」に改める。

#### 附 則

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

## 理由

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、簡易建築物等に該当する建築物の基準を定める等所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。